

平成21年3月12日

午前10時開議

議 場

1. 議事日程（第17日目）

日程第 1 総務常任委員長報告

1. 議案第 1 号 上天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
2. 議案第 2 号 上天草市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
3. 議案第 3 号 上天草市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
4. 議案第 4 号 上天草市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
5. 議案第 5 号 上天草市地域振興基金条例を廃止する条例の制定について
6. 議案第12号 平成20年度上天草市一般会計補正予算（第6号）（所管部門）
7. 議案第18号 平成20年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算（第3号）
8. 議案第22号 平成20年度上天草市一般会計補正予算（第7号）（所管部門）
9. 議案第23号 平成20年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算（第4号）
10. 議案第27号 平成21年度上天草市一般会計予算（所管部門）
11. 議案第33号 平成21年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計予算
12. 議案第39号 指定管理者の指定について
13. 議案第42号 平成21年度上天草市一般会計補正予算（第1号）（所管部門）
14. 陳情第 4号 市内循環バスの路線見直しについての陳情書
15. 陳情第 6号 地元4行政区（前平、小平、貝場、小瀬戸）への産交バス乗り入れ運行についての陳情書

日程第 2 農林水産常任委員長報告

1. 議案第12号 平成20年度上天草市一般会計補正予算（第6号）（所管部門）
2. 議案第22号 平成20年度上天草市一般会計補正予算（第7号）（所管部門）
3. 議案第27号 平成21年度上天草市一般会計予算（所管部門）

日程第 3 建設常任委員長報告

1. 議案第12号 平成20年度上天草市一般会計補正予算（第6号）（所管部門）
2. 議案第19号 平成20年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
3. 議案第20号 平成20年度上天草市物揚場造成事業特別会計補正予算（第2号）

4. 議案第 2 2 号 平成 2 0 年度上天草市一般会計補正予算（第 7 号）（所管部門）
5. 議案第 2 4 号 平成 2 0 年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
6. 議案第 2 7 号 平成 2 1 年度上天草市一般会計予算（所管部門）
7. 議案第 3 4 号 平成 2 1 年度上天草市公共下水道事業特別会計予算
8. 議案第 3 5 号 平成 2 1 年度上天草市物揚場造成事業特別会計予算
9. 議案第 4 0 号 公有水面埋立てに関する意見について
- 1 0. 議案第 4 1 号 市道路線の廃止及び認定について
- 1 1. 議案第 4 2 号 平成 2 1 年度上天草市一般会計補正予算（第 1 号）（所管部門）
- 1 2. 陳情第 2 号 脇浦地区の国道からの降り道の改良及び河川沿いの道路拡幅工事に関する陳情書

日程第 4 文教厚生常任委員長報告

1. 議案第 6 号 上天草市斎場条例の一部を改正する条例の制定について
2. 議案第 7 号 美しい地域環境整備基金設置条例を廃止する条例の制定について
3. 議案第 8 号 上天草市身体障害者等福祉年金支給条例を廃止する条例の制定について
4. 議案第 9 号 上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
5. 議案第 1 0 号 上天草市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
6. 議案第 1 1 号 上天草市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
7. 議案第 1 2 号 平成 2 0 年度上天草市一般会計補正予算（第 6 号）（所管部門）
8. 議案第 1 3 号 平成 2 0 年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 4 号）
9. 議案第 1 4 号 平成 2 0 年度上天草市老人保健医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 1 0. 議案第 1 5 号 平成 2 0 年度上天草市診療所特別会計補正予算（第 4 号）
- 1 1. 議案第 1 6 号 平成 2 0 年度上天草市国民健康保険特別会計（直営診療施設勘定）補正予算（第 2 号）
- 1 2. 議案第 1 7 号 平成 2 0 年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 1 3. 議案第 2 1 号 平成 2 0 年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 1 4. 議案第 2 2 号 平成 2 0 年度上天草市一般会計補正予算（第 7 号）（所管部門）
- 1 5. 議案第 2 5 号 平成 2 0 年度上天草市水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 1 6. 議案第 2 6 号 平成 2 0 年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第 3 号）
- 1 7. 議案第 2 7 号 平成 2 1 年度上天草市一般会計予算（所管部門）
- 1 8. 議案第 2 8 号 平成 2 1 年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 1 9. 議案第 2 9 号 平成 2 1 年度上天草市老人保健医療特別会計予算

- 20. 議案第30号 平成21年度上天草市診療所特別会計予算
- 21. 議案第31号 平成21年度上天草市介護保険特別会計予算
- 22. 議案第32号 平成21年度上天草市斎場特別会計予算
- 23. 議案第36号 平成21年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算
- 24. 議案第37号 平成21年度上天草市水道事業会計予算
- 25. 議案第38号 平成21年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算
- 26. 議案第42号 平成21年度上天草市一般会計補正予算（第1号）（所管部門）
- 27. 陳情第1号 亀の迫地区生活排水路整備に関する陳情書
- 28. 陳情第5号 上天草市大矢野町登立積米区水路施設整備事業の早期完成に関する陳情書

- 日程第5 議案第12号 平成20年度上天草市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第6 議案第22号 平成20年度上天草市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第7 議案第27号 平成21年度上天草市一般会計予算
- 日程第8 議案第42号 平成21年度上天草市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第9 発議第1号 上天草市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

2. 本日の出席議員は次のとおりである。（26名）

- 議長 渡辺 稔夫
- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 高橋 健 | 2番 小西 涼司 | 3番 島田 光久 |
| 4番 新宅 靖司 | 5番 川口 望 | 6番 田中 万里 |
| 7番 塩田 真一 | 8番 山口 安彦 | 9番 北垣 潮 |
| 10番 東川 義勝 | 11番 園田 一博 | 12番 堀江 隆臣 |
| 13番 佐藤ユミ子 | 14番 窪田 進市 | 15番 田中 豊八 |
| 16番 津留 和子 | 17番 瀬崎 秀輝 | 18番 寄口 大和 |
| 19番 桑原 千知 | 20番 渡辺 勝也 | 21番 田中 勝毅 |
| 22番 藤川 勝久 | 23番 山崎 哲哉 | 24番 猪塚 安親 |
| 25番 須崎 正造 | | |

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市	長	川端 祐樹	教	育	長	鬼塚 宗徳										
総	務	部	長	川本 一夫	企	画	観	光	部	長	村田 一安					
健	康	福	祉	部	長	松浦 省一	市	民	生	活	部	長	田中 義人			
建	設	部	長	永森 文彦	経	済	振	興	部	長	山下 幸盛					
教	育	部	長	鬼塚 憲雄	水	道	局	長	鎌	田	成	朗				
上	天	草	総	合	病	院	課	長	大	窪	直	財	政	課	長	永森 良一
総	務	課	長	杉田 良一												

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議	会	事	務	局	長	村	枝	誠	二	局	長	補	佐	野	崎	秀	満
参		事															

開議 午前10時00分

○議長（渡辺 稔夫君） 出席議員が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、会議に入ります前に議会運営委員会が開催されましたので、その報告を求めます。
議会運営委員長。

○議会運営委員長（堀江 隆臣君） おはようございます。

本会議に先立ちまして議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

検討事項は1件の追加議案の取り扱いで、追加議案の内容は、委員会発議での委員会条例の一部を改正する条例の制定についてでございました。この追加議案につきましては、去る2月27日の全員協議会で協議し、決定いただいたところでございますが、再度事務局長より委員会条例の再編内容及び委員会付託関係について説明を受け、慎重に審議いたしました結果、全員異議なく本会議へ上程することに決定いたしました。また、審議の方法につきましては、委員会付託を省略し、本日の本会議で審議、採決することに決定しましたので、御賛同賜りますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（渡辺 稔夫君） ただいまの議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

なお、本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりであります。

日程第1 総務常任委員長報告

○議長（渡辺 稔夫君） 日程第1、総務常任委員長報告。

先日の本会議におきまして総務常任委員会に付託いたしました議案第1号、上天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について外14件を議題といたします。

なお、総務常任副委員長より審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任副委員長、北垣潮君。

○総務常任副委員長（北垣 潮君） おはようございます。

私、ストレスがいつぱいたまって顔面麻痺になって、この間、一般質問の日から調子が悪かったですけれども、何とか総務副委員長、総務委員会でも何とか頑張ってやりました。お聞き苦しいところもあるかと思えますけれども、どうぞ御理解していただいて、よろしく申し上げます。

総務常任副委員長報告。委員会当日は都合により委員長が欠席されておりましたので、委員会条例第12条第1項の規定により、委員長にかわりまして副委員長である私のほうから職務を代行し、御報告申し上げます。

さきの本会議において総務常任委員会に付託されました案件について、3月9日に委員会を開き審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議案第1号、上天草市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてですが、委員から、勤務時間について週40時間を38時間45分にするということであるが、現状はどうなっているかの質疑がありました。担当課長から、勤務時間は8時30分から17時15分までであるが、この勤務時間については変更ありません。また12時から12時15分までの15分間を休息时间としていたのを休憩時間に改めるものであるとの答弁がありました。

本件につきましては、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正に伴い関係規定を整備するためであるため、異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第2号、上天草市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本件につきましては、税務手当の見直しに伴い、税務課職員に支給していた税務手当を廃止し、納税課職員のみ月額5,000円を支給するものであるため、本件につきましては慎重に審査いたしました結果、異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第3号、上天草市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、本件につきましては、まず委員から、消防団員の方については仕事をされながら警戒、訓練をされている。それを思えば2,300円でも高くないと思っている。それを1,000円にすることには納得いかないとの質疑がありました。担当課長からは、非常勤職

員の日当は従前2,300円であったのが1,000円に改められている。そのとき、消防団員の日当は見送られていたので、そのことも踏まえて幹部会に諮り、協議の結果、2,300円を1,000円にすることで了承いただいたので今回改正させていただくことになったとの答弁がありました。さらに委員から、消防団員の訓練、警戒には危険が伴う、ほかの非常勤職員とは仕事内容が違うと思うので現状維持はできないかの質疑がありました。担当課長からは、昨年12月9日に消防団員の幹部会議を開き、すべて御理解していただいて上での改正であるとの答弁がありました。また委員から、今後も若い人たちに消防団に入っていたかなければならないが、日当を減額することによって消防団員が不足するおそれはないかの質疑がありました。担当課長から、条例定員は1,050人で、実質団員は1,021人で活動を行っているが、少子化等の影響もあり減少してきているのは事実であるとの答弁がありました。また委員から、条例定数は1,050人であるが、今後何人まで削減予定なのかの質疑がありました。担当課長から、実質人員1,021人であるので、条例定数についても1,021人に近づけたいとの答弁がありました。さらに委員から、今後この人数が確保できなかった場合はどうするかとの質疑がありました。担当課長からは、今後の方策として、女性の登用も考えているとの答弁がありました。また委員から、消防団員の確保はかなり難しい状況にあるので、状況を十分把握して対応していただきたいとの意見がありました。担当課長からは、今後実質人員に合わせた中でできるだけ確保はしていきたいとの答弁がありました。また委員から、日当削減によって年間の削減額は幾らになるのかの質疑がありました。担当課長からは341万円ほど削減になるとの答弁でありました。

以上のような質疑を経まして慎重に審査しました結果、本件につきましては委員から異議があり、採決を挙手により行うことになり、その結果、原案に対し賛成少数であったため否決することに決定いたしました。

次に、議案第4号、上天草市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてですが、地域開発事業債の償還完了に伴う地域開発事業特別会計を廃止するものであるため、本件につきましては異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第5号、上天草市地域振興基金条例を廃止する条例の制定についてですが、本件につきましては、地域振興事業の促進を同じ目的とする上天草市まちづくり事業推進基金へ統合されたことに伴う廃止であるため、異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第12号、平成20年度上天草市一般会計補正予算第6号の所管部門についてですが、まず委員から、使用料及び手数料の商工観光使用料、海水浴場シャワー使用料が減額になっているのは観光客が減少したことによる減額なのかの質疑がありました。担当課長からは、実績見込みによる減額であるとの説明がありました。また委員から、商工費委託金について減額されているがなぜなのかの質疑がありました。担当課長からは、これは補助事業であるが実績による減額補正であるとの説明がありました。また委員から、退職手当債について、今年度の退職者の人数と共済との関係について説明を求める質疑がありました。担当課長からは、定年による退職者が23名、勸奨による者が3名、自己都合による者が1名である。退職手当債については市町

村総合事務組合の規約により特別負担金として各市町村が支払うことになっているが、この特別負担金が退職手当債であるとの説明がありました。また委員から、平成20年度一般会計補正予算第6号では総額1億4,461万2,000円の減額となっているが、その主なものについて説明を求める質疑がありました。担当課長から、今年度実績による不用額であるとの答弁がありました。また委員から、企画費負担金補助金について内容の説明を求める質疑がありました。担当課長からは、県地方バス運行等特別対策補助金487万円減額になっている。県では補助金等の見直しを行っている関係で、県費の落ちた部分を一般財源で賄う必要が出てくるということで、その部分を1,670万円、地方バス運行等特別対策補助金として計上している。またバス運行補助金については、これは実績に基づく生活交通路線と単独補助をあわせて増額の1,037万8,000円を計上したとの説明がありました。

また委員から、観光費委託料の観光客集客促進事業委託料について、この件については12月議会の際においても、このお金はどのような使い道をされるのかの質疑をしたが、今回減額となっているのはなぜかの質疑がありました。担当課長から、観光パンフレットについては、よりよいものを目指すためにはこの短期間では写真等がそろわないということにキャラクター関係もまだそろっていないことで、繰り越して立派な観光パンフレットをつくるということで、今回減額したとの説明がありました。

さらに議員から、今回の減額は500万円であるが、総額で1,500万円あったと思うが、残りの1,000万円についてはどういった使われ方をしたのかの質疑がありました。担当課長からは、看板とキャラクターの二つの事業について納品に向けて進めているとの答弁がありました。

また委員から、13地区のまちづくり推進事業について3,300万円の減額がされているが、進行状況について説明を求める質疑がありました。担当課長からは、現在事業に着手されているところが維和、中、登立、阿村、合津、二間戸、大道である。まだ計画書ができていないところが上、湯島、教良木河内、姫浦、樋島であるが、当初予算を組む上でどこの地区の計画が上がってくるかを把握して予算計上するが、その後計画が進んだところ、そうでないところの状況を見て今回減額補正を行ったとの答弁がありました。

委員から、事業が進んでいるところと進んでいないところの格差があると思うが、その格差を今後どのように解決していくのかの質疑がありました。担当課長からは、各地区の進行状況について報告会の場を設けさせていただいた。その中でほかの地区の先進的事例、少し見直しが必要な事例等が出てきたので、その辺を今後生かしていただければと思っているとの答弁がありました。

本件につきましては、以上のような質疑を経て慎重に審査しました結果、異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第18号、平成20年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算第3号についてですが、委員から、事業収入が減少した理由について説明を求める質疑があり、担当課長から、ガソリン等の燃料費の高騰の影響による入館者減によるものである。ツアーのほうは

1,250人ほど増加したが、個人入館者が3,500人ほど減少したため、トータル2,250人ほど入館者が減少したためとの説明がありました。本件につきましては、慎重に審査しました結果、異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第22号、平成20年度上天草市一般会計補正予算第7号の所管部門についてですが、まず委員から、定額給付金について給付事務手続きの経費、給付の時期、給付の方法について説明を求める質疑がありました。担当課長から、給付経費については1,814万4,000円、給付の方法については原則口座振り込みを考えている。給付時期については4月中旬からとしているとの答弁がありました。また委員から、給付辞退等により残ったお金の取り扱いはどうなるのかの質疑がありました。担当課長からは、全額国に返還することになるとの答弁がありました。また委員から、地域活性化生活対策臨時交付金4億927万9,000円の使い道について、地域活性化施策を練るのにどういう議論がされたのかの質疑がありました。担当課長から、相当な回数、相当な時間をかけて審議を行ったが、公共事業一辺倒で来たわけではない。商工観光課の観光パンフレットの作成など、ソフト事業なども取り入れているとの答弁がありました。また委員から、交通安全対策費の工事請負費100万円の防犯灯設置工事について、防犯灯設置については、優先順位等についてはどのように決められたかの質疑がありました。担当課長からは、今までに行政区などから要望として上がってきたものすべてを今回計上しているとの答弁がありました。委員からは、区だけでは把握できないところもあると思うので、子どもたちの通学路の防犯灯の設置については、保護者、子どもたちの意見も十分考慮していただきたいとの意見がありました。

以上のような質疑を経まして慎重に審査しました結果、本件につきましては挙手による賛成多数により原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第23号、平成20年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計補正予算第4号についてですが、委員から、一般管理費の外壁塗装工事について今回2,664万9,000円の増額補正がされているが、この工事入札について質疑がありました。担当部長からは、建設課のほうに委託し、現在の市の入札方法で行われるとの答弁がありました。また委員から、塗装工事1本の工事として発注するのか、それとも何本かの工事に分けて発注するのかの質疑がありました。担当部長からは、ほかの業者がつくった足場で塗装業者が工事を行うということは考えられないので、足場と塗装工事は一体と考えているとの答弁がありました。また委員から、今回の塗装工事は基金1,600万円を取り崩して行うと思うが、その後の基金の積み立て計画はどうされるのかの質疑がありました。担当課長からは、平成21年度からまた基金として継続して積み立てていく計画であるとの答弁がありました。また委員から、工事の期間、時期については観光客に迷惑がかからないよう、観光客の少ない時期に計画していただきたいとの意見がありました。

本件につきましては以上のような質疑を経て慎重に審査しました結果、異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第27号、平成21年度上天草市一般会計予算の所管部門についてですが、まず委員から、総務費の大矢野庁舎空調改修工事1億2,290万円の内容について説明を求める質疑があり

ました。担当課長から、大矢野庁舎は昭和57年に建築され、空調設備がいつ故障してもおかしくない状態である。特に庁舎屋上に設置している屋外機及び温度調節機のふぐあいが発生しているので、これらを今回改修する計画であるとの説明がありました。

また委員から、職員研修事業863万6,000円計上されているが、その内容について説明を求める質疑があり、担当課長から、人事評価制度の研修事業であるが、被評価者と評価者の研修を8回ほど計画している。その費用であるとの説明がありました。

また委員から、総務費負担金及び交付金の派遣職員負担金2,347万2,000円計上してあるが、内容はこういったものかの質疑がありました。担当課長からは、21年度に県に二人、国に1名派遣するが、その負担金であるとの答弁がありました。

また委員から、天草八代架橋建設促進民間期成会補助金35万円計上されているが、この民間期成会の活動状況と、現実的に考えて橋がかかるのかどうなのかの質疑がありました。担当課長からは、20年度のこの団体の活動状況について各地区で集会を開き、天草八代架橋の必要性を説明するなどの活動をしている。補助金については毎年6%の削減という形をとって交付しているとの説明がありました。委員から、補助金の交付に当たっては団体の行っている活動に市民がどれだけ賛同されているかを判断して補助金額を決めるなどしていただきたいとの意見がありました。

また委員から、13地区のまちづくり事業については、何百万円ものお金を交付して実施しているが、これはすべて税金であるので責任を持って運営をやらなければいけないと思っている。先ほどの説明では、事業の検証をやった上で、継続して運営をしていない事業についてはこれから対策をとるということだが、どのような対策をとられるのかの質疑がありました。担当課長からは、21年度がこの事業の最終年度であるので、すべて検証して、できていないところについては何ができていないのか、既に提出されている計画書に基づいて職員が入って行って、何が問題でできないのかを調査し、支援、指導していきたいとの答弁がありました。

また、商工費の前島地区敷地境界確認委託料50万円、公有財産購入費100万円が計上されているが、その内容について説明を求める質疑がありました。担当課長からは、今前島地区に企業誘致の計画が進んでいるが、それに伴うもので、100万円については国道からの入り口の拡張のための用地費、また50万円については前島周辺民間企業との境界確認のための費用であるとの説明がありました。

また委員から、前島に企業誘致ということであるが、その前に国民宿舎の解体が必要だと思うが、当初予算に解体費の計上がされていないがどうしてかの質疑がありました。担当課長からは、既存企業と進出する企業との話し合いがつけば、国民宿舎の解体費は補正予算で計上したいとの答弁がありました。

また委員から、商工費の商工業振興対策補助金1,797万3,000円の内訳について説明を求める質疑がありました。また担当課長からは、商工会の補助金である。内訳については、大矢野町商工会860万円、松島町商工会341万円、姫戸町商工会251万円、龍ヶ岳町商工会325万円である。算定

については前年度の補助金の95%及び規模を算定して交付しているとの答弁がありました。

また委員から、商工費の広告料として200万円計上されているが、市は観光立市を目指していると思うが、この金額で十分な観光立市としてのアピールができるのかの質疑がありました。担当課長からは、十分とは言えないが、最小の経費で最大の効果を出すよう努力したいとの答弁がありました。

また委員から、商工費の観光案内業務委託料300万円、観光振興事業補助金386万9,000円の内容について質疑がありました。担当課長から、委託料については松島の観光案内従事者及び大矢野町の観光案内従事者に対して2分の1をそれぞれ委託料として出している。また補助金386万9,000円について、各旧町の観光協会への補助金であるが、各旧町の観光協会の規模及び実績に基づいて配分し交付するための補助金であるとの答弁がありました。

また委員から、消防費について4億8,631万9,000円計上されているが、天草広域連合の状況について説明を求める質疑がありました。担当課長からは、消防施設について耐震化の関係で建てかえ等の計画がされている。具体的な進展はあっていないが、大まかな試算としてははっきりと覚えていないがかなりの金額であったと思う。そういったことで、概略設計でもしなければならぬのではないかとということで、現在検討委員会を立ち上げて場所、規模について検討されている段階であり、まだ具体的な計画はできていないとの答弁でありました。

また委員から、商工費の特産品流通システム構築業務委託料788万7,000円計上されているが、この内容について説明を求める質疑がありました。担当課長からは、このシステムを使用してプロモーション事業の展開、上天草市の食材ツアー等の計画を雑誌等も含めて掲載する事業である。またこの事業については単年度の計画であるが、この事業を実施することで上天草市に経済的効果が多大であれば複数年の計画も検討したいとの答弁がありました。また委員から、この事業を展開する上で地元商店等に不利益がかからないよう考えて進めていただきたいなどの意見がありました。

本件につきましては以上のような質疑を経て慎重に審査しました結果、異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第33号、平成21年度上天草市天草四郎メモリアルホール特別会計予算についてですが、主な事業が収益事業及び総務管理事業等であり、本件につきましては慎重に審査しました結果、異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第39号、指定管理者の指定についてですが、まず委員から、この指定管理者の指定に当たっては公募されたと思うが、何社の応募があったかの質疑がありました。担当部長からは1社であったとの答弁がありました。また委員から、この施設の決算状況について質疑がありました。担当部長から、決算状況から判断するとプラスマイナスゼロか赤字だと思ふとの答弁がありました。また委員から、資料の採点表を見ると点数が低いように思うが、今後の経営に対して不安が感じられなかったかの質疑がありました。担当部長からは、現段階では経営が思わしくない点はあるが、申請としては現在の金額でよいということで応募していただいた。今後の経営

については改善が必要ではないかと進言はしている。また企業努力は行うということと人件費の削減には努力されていることで、今回議案として上程させていただいたとの答弁がありました。本件につきましては以上のような質疑を経て慎重に審査しました結果、異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第42号、平成21年度上天草市一般会計補正予算第1号の所管部門についてですが、まず委員から、ふるさと雇用再生特別基金条例の内容について説明を求める質疑がありました。担当課長からは、国が景気雇用対策のために交付する補助金であるとの説明がありました。また委員から、ふるさと雇用事業について2,072万9,000円計上されているがどのような計画をしているかの質疑がありました。担当課長からは、各関係部局から提出された事業内容をもとにふるさと雇用のほうで12名、緊急雇用のほうで17名を臨時職員の特別枠を利用して雇用するものである。雇用内容については地域サロン事業の委託や国道沿いの除草作業などを計画しているとの答弁がありました。本件につきましては慎重に審査をしました結果、異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、陳情第4号、市内循環バスの路線見直しについての陳情書についてですが、まず担当課長から、この陳情書は上循環バスの全便を野釜まで乗り入れてくださいというのがこの陳情書でありますので、そうした場合の経費について試算すると約636万563円の経費がかかる。この経費を賄うためには1日当たり輸送人員11名増の乗車が必要となってくる。また、3月2日に全バスの乗りおり調査を実施した。アンケート調査についても行っている。結果については3月27日の地域公共交通会議に報告し、こういった形が一番いいのかを検討する予定である。また、バスのダイヤ改正については4月と10月となっているとの補足説明がありました。議員からは、11名利用者がふえれば採算がとれるという説明だが、5人利用者が増加したとすれば30万円ほどの赤字の補てんで済むと思うがどうにかならないかの質疑がありました。担当課長からは、現在大矢野地区だけで3,000万円の赤字補てんを行っている。毎年赤字の幅を大きくするか、今のままで様子を見て違う形で検討するかは議論していただきたいとの答弁がありました。また委員からは、地元の方々にバスの利用を勧めて、この陳情について採択してもいいのではないかの意見がありました。また委員から、3月27日にはアンケート調査の結果が出るということだがどうなのかの質疑がありました。担当課長からは、3月27日にはアンケート調査の結果、乗りおり調査の結果が出る。その中で実際に野釜の住民の方がどれだけ利用されているのかもわかるので、地域公共交通会議の中で検討する予定であるとの答弁がありました。また委員から、実際の状況がこの委員会の中ではわからないので今は議論できないとの意見がありました。

以上のような質疑を経まして、この陳情につきましては引き続き慎重な審議が必要であるとして、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、陳情第6号、地元4行政区前平、小平、貝場、小瀬戸への産交バス乗り入れ運行についての陳情書についてですが、まず担当課長から、中地区の陳情のルートについては現在運行をしていない地区である。この地区については2月25日、27日に調査した。陳情のA案ルートを

延長すると4.2キロメートルになる。B案ルートを延長すると1.9キロになる。経費を試算するとA案で1日39人、B案では1日16人の乗車増が必要になってくる。道幅についてはかなり狭い状況ではあるが、今運行しているまりんバスは通ることはできるが、路上駐車、きついカーブなどがあると定期運行には支障がある。また警察のほうにも運行上問題がないか相談しているがまだ回答をいただけていない。また3月27日に公共交通会議には警察の方からも参加していただき、意見を聞くことになっているとの補足説明がありました。委員から、この地区の方々が以前からバスの乗り入れを希望されていたことは聞いていたが、バスを乗り入れた場合この路線は非常に車の駐車が多い上、少し大きいトラック等で行くと離合できない状況にある。また以前この地区で火災が発生したとき、消防車が、車が駐車してあったため通れなかったことがあったが、非常時についてはどう考えているかの質疑がありました。担当課長から、路上駐車が多い上、バスが通った場合は離合もできないという懸念がある。厳しい状況ではあるとの答弁がありました。また委員から、現地踏査はしていないのもう少し慎重に協議する必要があるのではないかと意見がありました。

以上のような質疑を経まして、この陳情につきましても引き続き慎重な審議が必要であるとして、継続審査とすることに決定いたしました。

以上が当委員会における審査の経過並びに結果であります。よろしく御審議いただき、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

なお、総務常任委員会として、閉会中の審査、調査の申し出することに決定いたしましたことを御報告申し上げ、委員長代行副委員長の報告を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（渡辺 稔夫君） ただいまの副委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 稔夫君） 質疑がなければ、議案第12号、平成20年度上天草市一般会計補正予算第6号、議案第22号、平成20年度上天草市一般会計補正予算第7号、議案第27号、平成21年度上天草市一般会計予算及び議案第42号、平成21年度上天草市一般会計補正予算第1号、以上の4件を除く議案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

20番、渡辺勝也君。

○20番（渡辺 勝也君） ただいま副委員長から報告がありましたが、この3号についてちょっとお尋ねしたいと。といいますのが、消防団員の定員あるいは任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ただいま副委員長からの報告では否決ということですが、私は、市長提出原案の賛成討論を行いたいと思います。よろしいでしょうか。

話聞いておられますと、2年ぐらいかけてこの消防団の幹部の方々とも話をなされてきたと承っておりますが、そのことについて総務委員会も把握をしていながらそういう否決という立場をとられたのか、その点もまずお伺いをしたいと思います。確かに心情的には消防団員の皆さんがボランティア精神で頑張っているということに対しては大変敬意も表すし、また心

情的にはそういう賃金等の削減というのはいかがなものかというところもありますが、我々議会も、またそして職員の皆さん方も、各種団体、補助団体、全体がこの財政再建のために減額処分を行っているわけでございまして、そこらは消防団の幹部の方々の御理解をいただいて承認をさせていただいたものと私はとらえているわけでございます。

しかし、生命、財産を守るために一生懸命に団員の方々がボランティア精神で頑張っていることに対しましては大変敬意も表しますが、災害とか火災とかについてはやはり賃金は今日までの2,300円、ただそういう夏季訓練の部分、そういう部分だけが1,000円に減額というのであれば妥当ではないかと私は思いますが、そこらが総務委員会では十分に討議をなされたのか、まずそこらもお伺いしながら、私はそういう意味では賛成に回り、そして幹部会で決定をなされたことに対しては、やはり我々議会の権威、威厳というものの中で否決をするというものはいかがなものか。ということは幹部会を否定することになるわけなんです。民主主義に反するようなことをやっていいのかということをお私懸念しておりますが、そこらをひとつ踏まえた中でこの採決に当たっては御理解を願いたいと、私はそういうことで賛成討論を終わりたいと思います。

○議長（渡辺 稔夫君） ただいま市長提出議案の賛成討論が終わりました。

次に、市長提出議案への反対討論はございませんか。

3番、島田君。

○3番（島田 光久君） 私は、この条例制定反対の立場で討論いたします。

この条例は、消防団の訓練費の2,300円を1,000円に減額する改正であります。消防団の皆様は、夏も冬も仕事の疲れの合い間を縫って訓練に参加してくれています。中には自分の仕事を休んで訓練に参加してくれている消防団もあります。消防団員は訓練費をほしくて訓練に参加しているのではないです。いざ災害、火災があったら危険にさらされるんです。だから日ごろからしっかり全団員訓練をする必要があるんです。これから地域において自主防災、しっかりつくり上げていくことも必要です。その要になるのはこの地域の消防団です。消防団のなり手も日に日に少なくなってきています。やめるときはかわりの人を見つけてやめてくれ、そう言っていると聞いています。この消防団の皆さんがボランティアで一生懸命頑張っている。この2,300円を1,000円に下げる必要はないです。それぐらいの負担は市民の皆さんは理解してくれます。税はそのために使うんです。ほかのあれと違うんです。一つ間違うと消防団員、身の危険が伴うんです。日ごろからしっかり訓練をする、これが基本的、絶対必要なんです。そのためにあえてこの消防団員の2,300円を1,000円に下げることに対しては、私は断じて反対です。

以上です。

○議長（渡辺 稔夫君） ほかに討論ありませんか。

22番、藤川君。

○22番（藤川 勝久君） 私は原案に賛成であります。やはり消防団員の役目は何かということでもあります。各種審議会などの委員と同様、非常勤の公務員としてあります。各訓練には特別に危険を要する必要はないと思われれます。各夏季訓練は、各種審議会などの委員が出席を

すると議会と同様に考えられるのではないかとということでもあります。そして調べてみますと、ほかの自治体とも何らこの1,000円に下げることによって遜色はないと私は思うわけであり、やはり民主主義の決議をして、消防団員の幹部が2年にかけてこの審議をしまいであります。その幹部会で決定したことを我々議会が否決ということになれば、民主主義のルールを否定するものであると私は考えます。そのような観点から、原案のとおり私は賛成をするものであります。

○議長（渡辺 稔夫君） ほかに討論ありませんか。

12番、堀江君。

○12番（堀江 隆臣君） 執行部案の原案に対して賛成の立場で討論をしたいと思いますが、いいですか、反対。いいですか。

私も消防団員の一人として、今回の費用弁償の削減案に対して、団員の中からもかなりの不満があるというのも重々承知はいたしております。ただその内容等を見ますと、火災出動時に対しては据え置きとなっておりますので、訓練のみの対象となっておりますので、執行部が今進めております財政抑制政策の一環と考えてみると、私個人としては消防団にはそれなりの配慮をした削減案の内容になっているのではないかと感じもしております。今回の費用弁償の削減が、今後の団員の減少であるとか消防団活動の参加等の問題、団員確保の問題等にどんな影響があるかと考えますと全く無関係ではないとは思いますが、その問題の本質はもっとべつのところにあるというのが私の考えでございます。ですから今回は執行部案を支持したいと思っております。ただし、今後功労金、いわゆる退職金、こういった部分についての制度については、これまでどおり金銭面も含めまして、これまでどおりの内容を堅持していくことを強くお願いをしたいと思います。以上を含めて原案に対しての賛成討論といたします。

○議長（渡辺 稔夫君） ほかにございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 稔夫君） なければこれをもって討論を終了いたします。

それでは、ただいま副委員長より報告がありました案件について順次採決を行います。

それでは、議案第1号を採決いたします。本件に対する副委員長報告は原案可決であります。

副委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は副委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第2号を採決いたします。

本件に対する副委員長報告は原案可決であります。副委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。本件は副委員長報告のとおり可決いたしました。

た。

次に、議案第3号を採決いたします。

議案第3号、上天草市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定に対する副委員長報告は否決でありますので、市長提出の原案について採決いたします。本件は市長提出原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。（「議長、今の原案に対して賛成かと」と呼ぶ者あり）原案です。

[賛成者起立]

○議長（渡辺 稔夫君） 起立多数であります。よって、議案第3号、上天草市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号を採決いたします。

本件に対する副委員長報告は原案可決であります。副委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は副委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第5号を採決いたします。

本件に対する副委員長報告は原案可決であります。副委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は副委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第18号を採決いたします。

本件に対する副委員長報告は原案可決であります。副委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は副委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第23号を採決いたします。

本件に対する副委員長報告は原案可決であります。副委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は副委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第33号を採決いたします。

本件に対する副委員長報告は原案可決であります。副委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は副委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第39号を採決いたします。

本件に対する副委員長報告は原案可決であります。副委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は副委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、陳情第4号について採決いたします。

本件に対する副委員長報告は継続審査であります。副委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺 稔夫君） 起立多数です。よって、本件は副委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

次に、陳情第6号について採決いたします。

本件に対する副委員長報告は継続審査であります。副委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺 稔夫君） 起立多数です。よって、本件は副委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時08分

日程第2 農林水産常任委員長報告

○議長（渡辺 稔夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、日程第2、農林水産常任委員長報告。先日の本会議におきまして農林水産常任委員会に付託いたしました議案第12号、平成20年度上天草市一般会計補正予算第6号ほか2件を議題といたします。

農林水産常任委員長より審査の経過並びに結果について報告を求めます。

農林水産常任委員長。

○農林水産常任委員長（山口 安彦君） おはようございます。

農林水産常任委員長報告をただいまから行いたいと思います。最後の農林水産委員長報告になりますけれども、よろしくお願いたします。

さきの本会議において、農林水産常任委員会に付託を受けました案件につきまして、去る3月9日に委員会を開き議案審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議案第12号、平成20年度上天草市一般会計補正予算第6号の所管部門についてでございますが、本件につきましては、本会議でも質疑があり、執行部より詳細な答弁がありましたところでございますので、委員会ではその他の事業内容を慎重に審査しました結果、異議なく原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第22号、平成20年度上天草市一般会計補正予算第7号の所管部門についてでございますが、本件につきましては、閉会中の2月2日に委員会を開催し、審査を行いましたので、その概要から御報告申し上げます。

まず委員会では事業箇所の現地踏査を行い、調査に入りました。初めに執行部から事業内容の詳しい説明がなされました。全体で9カ所の事業は、大矢野地区8,190万円、松島地区109万2,000円、姫戸地区850万円、龍ヶ岳地区400万円、合計金額が9,549万2,000円の事業金額を計上しているとの説明がなされました。このほか、要望をしていた事業で不採択となった箇所の事業内容についても説明がなされました。このような2月2日の閉会中の委員会を踏まえまして、委員からは、市単独耕地事業の助成の割合はどのようになっているのか、またこの事業でどこをどのようにするのか、もう既に選定しているのか、また選定に当たっては平成20年度に不採択となった部分について優先的に行うということは考えていないのかという質疑がありました。執行部からは、この補助金については21年度を前倒しで補正予算を組んでいるので、60%の要項で行う。またこの事業については21年度に改めて要望をとるが、20年度に採択漏れとなった部分については優先的に行っていききたいという答弁でありました。

委員からは、貝場漁港防波堤工事についてしゅんせつもするのか、またその場所に船をつなぐことは可能なのかという質疑がありました。執行部からは、この工事についてしゅんせつはない。船をつなぐことは可能であるが、潮が引いてしまえば満ち潮のときだけしか船をつなぐことはできないという答弁でありました。

以上が平成20年度上天草市一般会計補正予算第7号の質疑内容でありましたが、その他の補正内容等も慎重に審査を行いました結果、委員会では全員異議なく原案のとおり可決すべきものとして決定した次第でございます。

次に、議案第27号、平成21年度上天草市一般会計予算の所管部門についてでございますが、委員からは、有害鳥獣駆除委託料と有害鳥獣捕獲器の詳しい説明を求める質疑がありました。委託料については、イノシシの禁猟期に500頭、猟期に100頭分の猟友会への委託料で、捕獲器については30個分を予定しているという説明を受けました。

また、熊本県栽培漁業地域展開協議会負担金、水産振興対策事業補助金について詳しい説明を

求める質疑がありました。この負担金は放流事業関係の予算で、品種はガザミ、タイ、ヒラメを放流するという内容の答弁でございました。また補助金については、上天草市にある各漁業組合から稚魚の放流事業などを行うということで補助金の申請があり、審査を行い、各漁業組合へ補助金を出すという答弁でありました。

また、上天草市担い手育成支援協議会負担金について説明を求める質疑がありました。県から半分補助をしてもらい、賃金で職員を一人雇い、認定農業者や集落営農の組織への申請の切りかえなど、認定農業者を中心とした担い手の支援活動を行ってもらおう。支援協議会の中には農業にかかわる人たちが委員を務められ、その中で年間の事業計画を立て、農業の支援をしていくという事業であるとの答弁でありました。

また、荒木浜地区農村公園用地、ふるさと農道用地購入費について説明を求める質疑がありました。公園用地については、地元住民から公園用地をつくってほしいという要望があっていたので約3,000平米を購入する。購入用地についてはあと少し用地買収が残っているが、その箇所は約500平米の用地購入を予定しているという答弁でございました。

このような質疑を踏まえまして慎重に審査をいたしました結果、平成21年度上天草市一般会計予算の所管部門につきましては、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第でございます。

以上が農林水産常任委員会で審査した主な内容でありますので、よろしく御審議をいただきまして、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

また、農林水産常任委員会としまして、閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることに決定いたしましたことを御報告申し上げます。委員長報告を終わらせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（渡辺 稔夫君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 稔夫君） 質疑がなければ、以上で報告が終わりました。

日程第3 建設常任委員長報告

○議長（渡辺 稔夫君） 次に、日程第3、建設常任委員長報告。

先日の本会議におきまして、建設常任委員会に付託いたしました議案第19号、平成20年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算第4号外11件を議題といたします。

建設常任委員長より審査の経過並びに結果について報告を求めます。

建設常任委員長。

○建設常任委員長（瀬崎 秀輝君） 御報告申し上げます。

さきの本会議におきまして、建設常任委員会に付託を受けました案件について、去る3月6日に委員会を開き、全委員出席のもと現地踏査及び審査を行いましたので、その経過並びに結果に

ついて御報告をいたします。

まず、議案第12号、平成20年度上天草市一般会計補正予算第6号の所管部門についてですが、本件につきましては、事業量の変更及び実績による減額補正であるため、異議なく原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第19号、平成20年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算第4号についてですが、本件につきましても実績による減額補正であるため、異議なく原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第20号、平成20年度上天草市物揚場造成事業特別会計補正予算第2号についてですが、本件につきましても物揚場の使用料の増加に伴う繰入金の減額補正を行うものであるため、異議なく原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第22号、平成20年度上天草市一般会計補正予算第7号の所管部門についてですが、本件の地域活性化生活対策臨時交付金予算につきましては、閉会中の継続審査及び調査として2月2日に常任委員会を開催し、審議を行っておりますのであわせて御報告を申し上げます。

まず2月2日の委員会では、担当課長から、今回の予算の積み上げとして平成21年度前倒し事業9,120万円、新規事業1億5,510万円を要望している。また過去に地域から陳情等として要望がなされていて単年度で終了する事業及び地域に密着した事業について主に計画したとの説明がありました。委員からは、まだ要望の段階で詳細な資料が出ていないことや、工事場所等について地区ごとの計画場所のわかる資料の添付がなされていないため、提出を求める意見がございました。担当課長からは、本会議の際の常任委員会に詳細な資料を作成し提出するとの答弁がございました。しかし、現時点では要望の段階で詳細な資料が出されていないとのことで、現地踏査及びこの案件についての協議は次回の会議で引き続き行うことで閉会したところです。

このような前回の協議を踏まえて、3月6日に協議を引き続き行いましたので御報告を申し上げます。

まず担当課長から、今回約4億1,000万円の地域活性化生活対策臨時交付金のうち、建設課の事業が2億3,050万円である。前回要望額として報告したが、今回補正予算額として新規事業1億3,900万円、21年度前倒し事業9,120万円を計上しているとの補足説明がございました。

委員からは、設計委託は何件あるのかとの質疑があり、担当課長から、設計委託については新規事業として大矢野、松島、龍ヶ岳で計5カ所あるとの説明がございました。また委員から、姫戸の二間戸地区の道路のガードレールの設置関係経費が今回計上されていないがなぜかとの質疑がありました。担当課長からは、姫戸地区については交通安全施設関係の1,000万円の中に、校区ごとにガードレールの延長が盛り込まれているとの説明がありました。

本件につきましては、以上のような質疑を経て慎重に審査をしました結果、異議なく原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第24号、平成20年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算第5号についてですが、補足説明として担当課長から、2次補正として1,500万円をお願いしているが、これは

すべて平成21年度で計画していた単独事業分の前倒し事業である。新規事業はないので、ということの補足説明がございました。

本件につきましては、慎重に審査をしました結果、異議なく原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第27号、平成21年度上天草市一般会計予算の所管部門についてですが、まず担当課長から、平成21年度については平成20年度補正予算第7号での前倒し事業があるので、前年度と比較して減額予算となっているとの補足説明がございました。

本件につきましては、慎重に審査をしました結果、異議なく原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第34号、平成21年度上天草市公共下水道事業特別会計予算についてですが、この下水道事業特別会計につきましては、平成21年度の当初予算には4億59万円である。主な事業が使用料収入及び維持管理事業であること、21年度で下水道事業は完了するという事であり、本件につきましては、慎重に審査しました結果、異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第35号、平成21年度上天草市物揚場造成事業特別会計予算についてですが、主な事業が使用料及び起債返済であり、本件につきましては慎重に審査しました結果、異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第40号、公有水面埋立てに関する意見についてですが、熊本県が行う国道324号線の改良工事に伴い、公有水面の埋立てを行うものであり、本件につきましては慎重に審査をしました結果、異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第41号、市道路線の廃止及び認定についてですが、路線の認定申請及び分割に伴い認定廃止するものであり、本件につきましては慎重に審査をしました結果、異議なく原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第42号、平成21年度上天草市一般会計補正予算第1号の所管部門についてですが、担当課長から、景気対策の一環として緊急雇用創出事業を雇用対策として行うということで、建設課においても4月から9月までの半年間2名を雇用する計画である。主な内容として、道路、河川等の除草など軽作業を行う計画であるとの補足説明がございました。委員から、半年間だけなのか、その後の計画はどうなっているのかの質疑がありました。担当課長から、建設課の分としては半年間だけでその後の計画はないが、この雇用対策については建設課だけではなく総務課、商工観光課、学務課など5課で行う計画であり、平成21年度から3カ年の計画であるとの説明がありました。

本件につきましては以上のような質疑を経て慎重に審査をしました結果、異議なく原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、陳情第2号、脇浦地区の国道からの降り道の改良及び河川沿いの道路拡幅工事に関する陳情についてでございますけれども、担当部長から、国道の改良工事に伴い住宅の移転を余儀な

くされている箇所について造成をしているが、現地踏査で見てもらったとおり道路が非常に悪い状態であるので、この陳情については採択をしていただきたい旨の補足説明がございました。

まず委員から、入り口の江口商店の道路が非常に狭い状態になっているが、この状況について今後どうされるのかの質疑がございました。担当課長から、市の対策として平成20年度の補正予算に基本設計150万円を盛り込んでいる。また、測量を行った上で用地買収が可能であれば離合場所の確保を考えているとの答弁がございました。また委員から、商店移転となるとそれ相当の予算が必要となるので、商店沿い道路脇の川を張ったほうが経費的にはかからないのではないかと質疑がありました。担当課長から、この川の上を張ったほうが確かに経費的には安くなると思うが、この河川については昭和47年の災害の際に砂防河川として整備された川であるので、川の上を張った床板工というのは法的な規制がありなかなか難しい点があるが、今後その点も踏まえ県と協議しながら進めたいとの答弁がございました。また委員から、移転先は考えてあるのかの質疑がありました。担当課長からは、移転先につきましては本日現地踏査をしていただいた上脇団地の造成地は7区画あるが、そのうち2区画については市の土地としてあいている。その分の代替地として消防署の斜め前に尾上氏所有の土地があるが、その土地との3者契約が等価交換で行えれば土地の問題は解決できるのではないかと答弁がございました。

本件につきましては以上のような質疑を経て、慎重審議の結果、採択とすることに決定いたしました。

以上が当委員会における審査の経過並びに結果であります。よろしく御審議いただき、御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

なお、建設常任委員会といたしまして、閉会中の継続審査、調査の申し出をすることを決定いたしましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（渡辺 稔夫君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 稔夫君） 質疑がなければ、議案第12号、議案第22号、議案第27号及び議案第42号の以上4件を除く議案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 稔夫君） なければ、討論を終わります。

ただいま委員長より報告がありました案件について採決いたします。

まず、議案第19号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第20号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第24号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第34号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第35号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第40号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第41号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いた

しました。

次に、陳情第2号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり採択とすることに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（渡辺 稔夫君） 起立多数であります。よって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

日程第4 文教厚生常任委員長報告

○議長（渡辺 稔夫君） 次に日程第4、文教厚生常任委員長報告。

先日の本会議におきまして、文教厚生常任委員会に付託いたしました議案第6号、上天草市斎場条例の一部を改正する条例の制定について外27件を議題といたします。

文教厚生常任委員長より審査の経過並びに結果について報告を求めます。

文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（佐藤 ユミ子君） 文教厚生常任委員長報告を申し上げます。

さきの本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました条例関係6議案、予算関係20議案、陳情2件につきまして、3月6日に委員会を開き、現地踏査及び審査を行いましたので、その経過並びに結果につきまして御報告申し上げます。

まず、議案第6号、上天草市斎場条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本条例につきましては、市民以外の方の利用料金を値上げすることございましたので、近隣施設との料金格差を是正するものでありましたので、委員会では全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第7号、美しい地域環境整備基金設置条例を廃止する条例の制定についてでございますが、廃止については上天草市環境保全基金に統合するものでありましたので、全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第8号、上天草市身体障害者等福祉年金支給条例を廃止する条例の制定についてでございますが、年金の廃止について委員からは、これまで身体障害者年金として対象者に支給していたが、身体障害者協議会の会費が集まらないこともネックにあつて、個別の年金を廃止し、補助金という形で渡したほうが協議会の運営もよくなるという解釈でいいのか確認があり、執行部からは、協議会との話し合いでは会費がなかなか集まらないので、協議会の運営ができるようにしていただければ、補助金という形でもよいとの返答をいただいていると説明がございました。この廃止条例については、本会議の質疑でも詳細に説明がありましたので、委員会では全員異議なく可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第9号、上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の

一部を改正する条例の制定についてでございますが、予防接種指定医等の報酬の見直しに伴い、年額から日額に変更するものでありますので、委員会では異議なく原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第10号、上天草市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、介護保険法施行令等の一部改正に伴い、介護保険料の改定と、公的年金等の収入金額及び合計所得金額が80万円以下の方を対象に介護保険料の軽減を図るものでございましたので、委員会では全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第11号、上天草市介護従事者処遇改善臨時特別基金条例の制定についてでございますが、この条例は介護報酬の増額改定による介護保険料の上昇を抑制するため、国からの交付金を特例基金として積み立てるものでございましたので、委員会では全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第12号、平成20年度上天草市一般会計補正予算第6号の所管部門についてでございますが、まず委員から、健康増進法検診負担金について質疑があり、執行部からは、胃がんや大腸がんなどの検診業務であり、集団検診で実施し、実績に伴う病院に対する負担金として、今回は176万円の補正を計上しているとの説明でございました。

また委員からは、本会議でも質疑がございました学校の耐震診断委託料の大幅な減額について教育委員会の判断、理由を問う質疑があり、執行部からは、9月に24棟分の診断を補正で計上したが、今回12棟分の減額を行ったのは、当初教育委員会はすべての学校の診断をするという意図であったが、その後協議を重ねる中で平成26年度以前の統廃合関係の学校については取り下げることとなり、当初の協議が未熟だったとの説明がございました。委員から、全校診断の実施は国の強い方針があったとしても市の持ち出し分もあり、また天草地域では地震だけではなく大雨による洪水被害なども考えられ、防災面からほかに注意すべき点もあるのではないかと少し疑問に感じていたが、教育委員会の子どもの安全を守るという判断を尊重し異論もなかった。今回の減額について、本会議の質疑で総務部からはやらないわけではないとの答弁があったが、教育部の答弁は理解しがたい。教育分野については教育行政と一般行政とは独立した教育委員会という一番上の決定機関としてある中で、このような判断をしたというのは責任者からはっきり理由を明確にすべきではないか。なぜ9月の補正時に執行部との協議がうまくできなかったのか。これから小中学校の統廃合の地域説明会を行っていく中、理解をいただけるのかとの質疑があり、執行部からは、22年から統合が始まり、今回の減額の中にも統合対象の学校が含まれている。今後も説明を十分に行い理解を求めるとの回答でした。委員からは、耐震診断について明確な教育委員会としての方針を持って当たらないと、統廃合問題等にも影響してくるのではないかと。耐震結果がわかれば統廃合に対しても地域の理解が得やすいのではないかと意見がございました。このような慎重な審査を経まして、委員会では、所管部門については原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第13号、平成20年度上天草市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算第4号に

ついてでございますが、歳入歳出それぞれ538万2,000円を増額し、予算総額を49億8,443万9,000円とするもので、主な補正としまして保険給付費298万円の増額、共同事業拠出金4,537万円の減額などございましたので、委員会では全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第14号、平成20年度上天草市老人保健特別会計補正予算第3号についてでございますが、歳入歳出それぞれ1億9,631万8,000円を減額し、予算総額を5億4,863万6,000円とするもので、主な補正内容は医療費給付金1億9,131万円の減額でございましたので、委員会では全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第15号、平成20年度上天草市診療所特別会計補正予算第4号についてでございますが、歳出予算の組み替えによる補正でございましたので、委員会では全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第16号、平成20年度上天草市国民健康保険特別会計直営診療施設勘定補正予算第2号についてでございますが、本件につきましては、歳入歳出それぞれ137万8,000円を減額し、予算総額を6,579万円とするもので、補正の主なものは施設管理の減額に伴うものでございましたので、委員会では全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第17号、平成20年度上天草市介護保険特別会計補正予算第3号についてでございますが、本件につきましては、歳入歳出それぞれ2,009万5,000円を追加し、予算総額を29億9,697万2,000円とするもので、補正の主なものは介護保険料の上昇を抑えるための国庫補助金を基金に積み立てるものでございましたので、委員会では全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第21号、平成20年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号についてでございますが、本件につきましては、歳入歳出それぞれ5,486万2,000円を減額し、予算総額を3億2,833万円とするもので、補正の主なものは後期高齢者医療広域連合納付金の減額でありましたので、委員会では全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第22号、平成20年度上天草市一般会計補正予算第7号の所管部門についてでございますが、本件につきましては、委員から、子育て応援特別手当給付金事業の内容について質疑があり、執行部からは、幼児教育、小学校就学前3年間の第2子以降の子に対して、子育て応援特別手当を支給することにより、子育て家庭に対する生活安心を図ることを目的として3万6,000円を支給し、対象者は440名であるとの説明がございました。この事業につきましては、国の2次補正による給付事業でありますので、委員会では全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第25号、平成20年度上天草市水道事業会計補正予算第3号についてでございますが、本件につきましては、国の2次補正に伴う布設がえ工事の追加でありましたので、全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第26号、平成20年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算第3号につい

てでございますが、本件につきましては、新型インフルエンザ整備事業の実施及び特別調整交付金の増額によるもので、内容につきましても本会議で詳細な説明がありましたので、委員会では全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第27号、平成21年度上天草市一般会計予算の所管部門についてでございますが、委員からは大矢野中学校の体育館改築について、その具体的な造成場所と体育館の平米数、今後の建設見通しについて質疑があり、執行部からは、これから設計であるので詳しい面積は出ていないが、現在の体育館より若干広くなる予定で、場所についてはテニスコートの下と校舎の北館と技術棟の間の場所で、建設については21年度に設計し、22年度の建設着工をめどに財政部局と協議をしているとの説明でございました。委員からは、ぜひ早期に着工し完成させてほしいとの要望がございました。

また委員から、幾つかの事業についてその内容や言葉の説明を求める質疑がございました。まず母子家庭医療費と父子家庭医療費の予算額に大きな差があることについて、対象人数の差なのか確認の質疑があり、執行部からは、父子のほうが人数が少なく予算に差が出ているとの説明でございました。また児童手当の被用者と非被用者の違いについての質疑には、被用者が厚生年金保険等の世帯で、非被用者が国民年金世帯であるとの説明で、また病院費の追加費用についてはどういふものかという質疑には、地方公務員共済組合に支払う長期共済関係の追加分であるとの説明がございました。また、要保護及び準要保護就学援助費の内容については、一定の基準よりも経済的に苦しい家庭について学用品や給食費などを援助するもので、対象者は20年度、小学校約170名、中学校は125名ほどで、この援助費支給は申請によるもので、年度によって増減があるとの説明でございました。

このような慎重な審査を経まして、委員会では所管部門につきましては全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第28号、平成21年度上天草市国民健康保険特別会計事業勘定予算についてでございますが、本件につきましては、予算総額を46億8,012万9,000円とするもので、内容につきましては本会議でも詳細に説明がありましたので、委員会では全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第29号、平成21年度上天草市老人保健医療特別会計についてでございますが、本件につきましては、平成19年度までの老人保健医療制度で支出された医療費に対する給付費の精算を行うものでございましたので、委員会では全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第30号、平成21年度上天草市診療所特別会計予算についてでございますが、本件につきましては、予算総額を6,475万4,000円とするもので、内容につきましては本会議で詳細な説明がございましたので、全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第31号、平成21年度上天草市介護保険特別会計予算についてでございますが、本件につきましては、予算総額28億9,840万1,000円とするもので、委員からは介護報酬の3%引

き上げの報道がされたが、この予算ではどのように計上してあるのかの質疑があり、執行部からは、介護保険料の自然増分と介護報酬改定による増加見込み割合を乗じて、サービス給付費見込み額を算定しているとの説明でございました。本予算につきましても本会議で詳細な説明がありましたので、委員会では全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第32号、平成21年度上天草市斎場特別会計補正予算についてでございますが、本件につきましては、予算総額を1,325万2,000円とするもので、内容につきましては本会議で詳細な説明がありましたので、委員会では全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第36号、平成21年度上天草市後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、本件につきましては、予算総額を3億6,895万5,000円とするもので、主なものは後期高齢者医療広域連合納付金の3億6,302万9,000円でございますので、委員会では全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第37号、平成21年度上天草市水道事業会計予算についてでございますが、本件につきましては、予算総額を9億3,035万5,000円とするもので、内容につきましては本会議で詳細な説明がございましたので、委員会では全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第38号、平成21年度上天草市立上天草総合病院事業予算についてでございますが、本件につきましては、予算総額を34億301万4,000円とするもので、その内容につきましては本会議で詳細な説明がございましたので、委員会では全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第42号、平成21年度上天草市一般会計補正予算第1号の所管部門についてでございますが、本件については、緊急雇用対策に伴う事業予算の計上でありましたので、全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、陳情第1号、亀の迫地区生活排水整備に関する陳情書についてでございますが、審査の前に現地踏査を行い、陳情内容を確認いたしました。陳情書にありましたように、生活排水等による環境悪化が見られ、確かに改善の必要がございました。委員から、要望の排水路の整備はよいが、その整備によって潮だめにさらに生活排水が流れ込み、場所によっては環境悪化が進むのではないかと、再度地域に十分な説明が必要ではないかなど意見がございました。執行部からは、地域の区長、住民からの陳情で同意は得ており、地域にも排水路整備だけでなく生活排水の改善、潮だめの清掃など地域の取り組みも必要であるとの説明はしているが、整備する場合は十分に説明をした上で行いたいとの回答でございました。また委員会では、排水整備にかかる費用について質疑があり、執行部からは、単年度工事で約200万円要するとの説明でありました。以上のような慎重審査を経まして、委員会では執行部に対して、整備に当たっては地域に十分な説明を行うことを強く要望して、この陳情は採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第5号、上天草市大矢野町登立積米区水路施設整備事業の早期完成に関する陳情に

ついてでございますが、この件につきましても審査の前に現地踏査を行いました。陳情にありますように、住宅の密集地に昔のままの狭い素掘りの水路があるだけで、対策の必要性がございました。こちらでも委員会から整備費用について質疑があり、執行部からは、測量を行っていないのではっきりしたものではないが、予測では300万円程度で、こちらは単年度のみ工事では無理ではないかと説明がございました。委員会では、現地踏査の状況を踏まえまして、陳情は採択することに決定いたしました。

以上が文教厚生常任委員会で審議しました内容でございますので、よろしく御賛同いただきますようお願い申し上げます。

なお、文教厚生常任委員会としまして、委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることを決定いたしましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（渡辺 稔夫君） 以上で文教厚生委員長から報告が終わりましたが、ここでお諮りいたします。議案審議中ではありますが、ここで一たん休憩し、昼食後午後1時から再開したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 稔夫君） 御異議がございませんので、昼食後午後1時から会議を再開いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時00分

○議長（渡辺 稔夫君） 午前中に引き続き会議を再開いたします。

先ほど文教厚生常任委員長からの報告が終わりましたので、ただいまより質疑、討論、採決を行います。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

6番、田中君。

○6番（田中 万里君） 田中万里でございます。委員長報告に対し、1点お尋ねしたい点がございまして質疑を行います。

教育部門の小中学校の施設耐震2次診断委託料の減額についてでございますが、先ほどの委員長報告の中で減額理由、この点については私は本会議の質疑の中でもお尋ねいたしましたが、減額理由は統廃合が迫っている学校、あるいは9月の時点での予算計上の際の、言うなれば協議不十分だったためと報告がございましたが、間違いはございませんでしょうか。

○議長（渡辺 稔夫君） 文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（佐藤 ユミ子君） 委員会のほうで委員から質疑がありましたが、今御報告申し上げたとおりでございます。

○議長（渡辺 稔夫君） 6番、田中君。

○6番（田中 万里君） 言うなれば協議不十分、あるいは統廃合が迫っているということで委

員会の中でも答弁されたのであれば、これは我々総務常任委員会での話になるんですが、私は今回の第6号について大幅な減額がっておりますので、その辺について財政課長にその大幅な減額になった理由を質問したところ、今回の診断の委託料の減額ということで、その中で教育委員会のほうでは9月の予算計上の際には協議が未熟だったためという点と、それとこれは私は総務常任委員会に財政課長に質問をしたんですけれども、今回の減額理由について質問した際、教育委員会による申し出によって減額をしたとの答弁を受けました。その辺を踏まえて私は非常に、教育部門と執行部との意思疎通というのが9月議会の予算計上に対してはなされていなかったのではないかとこの点を危惧いたしておりますが、その辺についての委員からの質問等はございませんでしたでしょうか。

○議長（渡辺 稔夫君） 文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（佐藤 ユミ子君） 先ほど申しましたように、やはり教育委員会と行政のほうは別の独立した部門でありますので、決定機関として一番上ということで、責任者としてのはっきりした理由は明確にするべきではないかということはありませんけれども、そういうことに対する質疑はございませんでした。

○6番（田中 万里君） 以上でいいです。

○議長（渡辺 稔夫君） ほかにございませんか。9番、北垣君。

○9番（北垣 潮君） 田中議員と同じところなんですけれども、この樋島小学校と大道小学校のところなんですけれども、大道小学校も樋島小学校も防災マップの中の避難所になっておりますけれども、その辺のところの質疑はありませんでしたでしょうか。

○議長（渡辺 稔夫君） 文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（佐藤 ユミ子君） 委員会ではそういう質疑はございませんでした。

○議長（渡辺 稔夫君） ほかにありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 稔夫君） 質疑がなければ、議案第12号、議案第22号、議案第27号及び議案第42号の以上4件を除く議案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

3番、島田君。

○3番（島田 光久君） 島田です。議案第8号、身体障害者等福祉年金支給条例を廃止する条例について、委員長報告は委員会可決とのことでしたんですけれども、私は反対の立場でちょっと意見を述べたいと思います。

この障害者福祉年金は年額5,000円の給付を廃止すると、廃止条例でありますけれども、私は、これは市長のリバイバルプランに基づく単独事業の見直しに沿ったものと提案理由にちょっと述べられてはいますが、これはやはり弱者の切り捨てになると思うんです。福祉が低下する。それが一番大きい福祉関係の課題になると思います。私は、障がい者はだれもみずから障がいになりたくてなっているのではないんです。生まれながらにして、あるいは病気やけがなどしてハ

ンディを負って毎日生活をしておられます。在宅で、また介護を受けながら毎日暮らしています。障がい者にもいろんな人がいらっしゃいます。所得の高い人もいます。でも、月々の少ない年金で日々の生活を一生懸命している人がいます。生活が苦しくて不安を抱きながら生活をしておられる方もいらっしゃいます。所得の低い障がい者は、わずかな5,000円だけ貴重なお金なんです。意見を言えない弱い立場の障がい者、せめて行政はこの弱い立場の人を支えてやる責任があるのではないかと私は考えるんです。お金の所得の高い人は下げていい、切り捨てていいと私は思います。でも、所得の本当に苦しい人は一部所得制限をかけて残してやるべきではないかと私は思うんです。私たち議員も弱者をしっかり守ってやる責任があるんです。そういう観点からこの福祉年金の改正は、原案の可決は私は反対であります。できたら弱い立場の、弱者の一部は年金として残してほしいと私は思うんです。議員各位の皆さんの思いやりのある温かい賛同をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（渡辺 稔夫君） 次に、市長提出原案の賛成討論はございませんか。

1番、高橋君。

○1番（高橋 健君） 市長の原案に対しての賛成討論を行います。

委員会のほうでも私のほうが発言しまして、これは協会のほうに対しての補助金という形で残っていくのかという形で私も聞きました。確かに島田議員が言われるように5,000円の金額で救われる方々もいらっしゃると思います。障害者手帳4級以上の方々に支給されている形で私は認識しておりますし、この障がい者の協会あたりは、またそれより下の方々も、表現がちょっと適切かどうかかわからないですけれども、その階級に満たない方も対象として活動をいろいろしていると私は認識しております。聞いたところによると、協会費というのを障がい者が払わなければいけないんですけれども、半分以下だったり、半分ぐらいしか徴収されていないというところで聞きました。それが1点。県内でもこの制度をもう既に廃止しているところが多く、今でも残っているのが5市ぐらいはまだ残っているというところで認識しておりますし、この制度自体が始まったもとというのも定かではないというところで私は認識しておりますので、この提案に対して賛成でございます。

○議長（渡辺 稔夫君） ほかに討論ありませんか。

10番、東川君。

○10番（東川 義勝君） 私は今島田議員の障がい者の低所得者、高額の人、分けたらどうかという発言がありましたけれども、障がい者にとってそういう差別化をしてもらうことは議会で言うてはならないと思うんです。これは撤回してください。

○議長（渡辺 稔夫君） ほかに討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 稔夫君） なければ、これをもって討論を終了いたします。

それでは、ただいま委員長より報告がありました案件について順次採決を行います。

まず、議案第6号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第7号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第8号、上天草市身体障害者等福祉年金支給条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。

本件については異議がありますので、起立によって採決を行います。本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺 稔夫君） 起立多数であります。よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第9号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第10号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第11号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第13号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第14号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第15号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第16号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第17号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第21号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第25号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第26号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第28号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第29号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第30号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第31号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第32号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第36号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第37号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第38号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、陳情第1号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり採択とすることに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺 稔夫君） 起立多数であります。よって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第5号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり採択とすることに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（渡辺 稔夫君） 起立多数であります。よって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

日程第5 議案第12号 平成20年度上天草市一般会計補正予算（第6号）

○議長（渡辺 稔夫君） 日程第5、議案第12号、平成20年度上天草市一般会計補正予算第6号を議題といたします。

本件に対する質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 稔夫君） 質疑がなければ、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

6番、田中君。

○6番（田中 万里君） 6番、田中万里です。賛成、反対について討論をするに当たりまして、ちょっと一言申し上げたいんですが、反対をするに際しては賛成に対しての何十倍もの、言うなれば勇気と労力が要ります。その点を踏まえた上で、私はこれより平成20年度一般会計補正予算第6号についての反対討論を行います。

今回の6号教育部門の小中学校施設耐震2次診断委託料の減額についての文教厚生常任委員会の判断は、慎重審議をされた上での結果だと認識いたしますが、私はさきの質疑でも質問した9月定例議会にて議論の末、子どもたちの生命と安全、安心なる義務教育事業の確保のために計上し採択された小中学校施設耐震2次診断委託料の減額についての原案には賛成できません。

まず、疑問点について述べます。教育部長は9月定例議会においては、子どもたちの安心、安全を最優先に考え、教育部の部長として強い姿勢で2次診断委託料の予算計上を求めたにもかかわらず、今回の減額理由については教育部も含め執行部の統廃合が進められるからなどの答弁は、9月議会での予算計上の答弁との整合性がなく、言うなれば今回耐震診断を見送られた学校の統廃合は既に9月の時点では答申にて出ていたことでもあり、今回の減額理由には理解しがたい。

続いて、財政面への影響を考えての減額であるのであれば、確かに本市の財政面をかんがみますと今回の減額、約2,000万円は大きいものではあるが、市長の答弁の財政状況にかかわらずやるべき事業はやるの姿勢と相反するものである。そして同時に考えるのは、市長のやるべき事業とは一体何かとの答えであります。行政として、議会として最優先にやるべき事業とは、市民の生命と財産、安心、安全な生活の確保ではないでしょうか。また、それが自治体の第一使命でもあることは皆さんにおかれても認識の上だと思います。

今回の耐震診断は、子どもたちが安心して授業を受けるべき学校の耐震診断の調査であり、大

人を信頼し、すぎるしかない子どもたちの生命を守るべき事業でもあります。私は、耐震診断を行い、強度の弱い施設を即工事をしろと言うつもりはございません。今の財政状況からして無理な点も理解しております。ただ、今回の耐震診断を行うことは、診断結果後の子どもたちの安全、安心なる学校授業を送るためや、災害時への避難対策を講じるための事業ではないでしょうか。

今回、耐震診断を見送りとなった維和、樋島、大道、牟田、教良木、そこの地区の子どもたちは何も知らずに授業を受けています。見送られた維和、樋島、大道、牟田、教良木の保護者の方たちは今回の結果をどう受けとめられるのでしょうか。私は子を持つ親として、そして市民の生命を守るべき一人の議会議員として、予定どおり耐震診断を行い、その結果を市民に公表し説明責任を果たした上でその後の災害時の対策を講じ、子どもたちに公平、平等な学校授業を受けさせ、安心、安全なる生活を市民に確保するべきだと思います。

よって、今回の平成20年度一般会計補正予算第6号についての反対討論といたします。

○議長（渡辺 稔夫君） 次に賛成討論はございませんか。

9番、北垣君。

○9番（北垣 潮君） 反対討論がありましたけれども、私も信念に従って賛成討論をします。

今回、耐震診断が見送られた樋島小学校、大道小学校、これらは、特に樋島小学校はこの上天草市の中でも古く、昭和37年に建てられております。もう海の上から見たら格好よくて、そんなに古い校舎と思えないぐらいなんですけれども、これは調査をしないでも危険だと一番、そういう面ではしなくてもわかっているようなところではないかと私は思うわけであります。財政が厳しい上天草市にとって、本当にわかっている、しなくても危険だとわかっているから、私はしなくてもいいのではないかと、そういう思いもありますし、学校の先生方にも保護者の方にも学校の生徒さんたちにもそういう説明をして、地区の人たちにもそういう説明をすれば納得してもらえるのではないかと思うわけであります。これは中国の内陸部地震で多くのれんが積みの小学校の生徒さんたちが亡くなられて、国も急いでこういうことを進められておりますけれども、ほとんどの地方の市町村は財政が厳しくて余り思ったようにできないような状況もあると思います。政権が変われば今後ともできるかと私は思っておりますので。以上でございます。

○議長（渡辺 稔夫君） ほかに討論はありませんか。

3番、島田君。

○3番（島田 光久君） 島田です。私は今北垣議員の賛成に反対の考えで討論いたします。

今、耐震はしなくてもいいと、財政がきついかからと、耐震調査をしないで樋島小学校がどのくらいの基準なのか、私たち素人にわかるはずがないんです。見た目耐震のよし悪しがわかるはずがないんです。今、田中議員が言っていましたように、財政で耐震をやめるみたいな感じの執行部の考えですけれども、例えば子どもたちは危険にさらされながら毎日学校に通うんです。暑い夏も冬も、冷暖房のないところで耐えて勉学に励んでいるんです。その子どもたちの安全を守るためにも耐震調査をしてこれからの措置を考えるのが行政の仕事なんです。確かに財政は上天草市は厳しいと思います。でも、来年度の21年度の予算を見ると、この大矢野庁舎の冷暖房、

空調設備が1億2,500万円予算を組んであるでしょう。それを考えると、これくらいの耐震はすべきなんです。どちらが大切ですか。それを感じて私はこの耐震はすべきだと、原案の可決に反対であります。

○議長（渡辺 稔夫君） 次に賛成討論はございませんか。

19番、桑原君。

○19番（桑原 千知君） 私は御案内のとおり樋島出身です。何人かこの耐震の問題について私にも今、北垣議員が言われたような話の中で、苦情も受けた部分もありますけれども、全体的に仕方ないだろうと、やはりもうわかっている部分をして一緒にではないかという声を聞いて、私は私なりに説明して、やはり先ほど田中議員ではございませんけれども、私たちも議員として市民の代表で上がっているわけでございますけれども、ほかの地区は私は知りません。少なくとも樋島にとっては、そういった大事な金をほかに使うのであれば仕方ないだろうという思いで、何を言いたいのかといえば、その地区に関係する議員が、それなりに自分が調べて、これはだれが見てもだめだということまで踏み込んで見ていただいて、反対するなら反対する、耐震診断をしてほしいならほしいということを行わなければ、ただそれを財政がどうのこうのと、それは財政がどうのこうの以前に、もう統合する話も含めて全体的な部分を我々は知った中で、市民よりいち早く感じるわけでございますけれども、その付近は議員がやはり一人一人が説明する義務があると私は思います。反対、賛成ということではいろいろ議論がありますけれども、その辺を踏まえて発言はしていただきたいという思いでありますので、この耐震診断に対しては原案どおり賛成ということで討論させていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（渡辺 稔夫君） 以上で議案第12号についての討論が終わりました。これをもって討論を終了いたします。

それでは、議案第12号を採決いたします。

本件に対する各常任委員長報告は原案可決であります。各常任委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（渡辺 稔夫君） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6 議案第22号 平成20年度上天草市一般会計補正予算（第7号）

○議長（渡辺 稔夫君） 日程第6、議案第22号、平成20年度上天草市一般会計補正予算第7号を議題といたします。

本件に対する質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（渡辺 稔夫君） 質疑がなければ、これより討論に入ります。

討論はありませんか。日程第6、議案第22号でございます。質疑がなければ、これより討論に入ります。討論はありませんか。

3番、島田君。

○3番（島田 光久君） 私はこの原案可決に反対であります。

例えばこの給付金があります。それが9億6,000万円ほど今回2次補正があって、その中で地域活性化対策に4億円ほど自由に使える活性化施策のお金があります。この間の質疑でも申したんですけれども、いろんな市町村の状況を見てみますと、このお金を使っていろんな産業の分野の地域活性化施策が進められています。上天草市においてもいろんな分野の、もう今景気が悪くて本当に今大変です。もうちょっと幅広く市内全域の業種に及ぶような施策をぜひ練り直してほしいと思うんです。前回の質疑で、市長はこの活性化施策は公共事業だと、それはわかります。それを活性化施策の一つでありますけれども、やはりその中の一部はほかの分野にも及ぶような活性化政策を講じるべきだと私は考えます。そういう考えで、このままの原案に私は反対であります。

○議長（渡辺 稔夫君） 以上で反対討論が終わりました。次に賛成討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 稔夫君） 以上で第22号についての討論を終わりました。これをもって討論を終了いたします。

それでは、議案第22号を採決いたします。

本件に対する各常任委員長報告は原案可決であります。各常任委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺 稔夫君） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第7 議案第27号 平成21年度上天草市一般会計予算

○議長（渡辺 稔夫君） 次に日程第7、議案第27号、平成21年度上天草市一般会計予算を議題といたします。

本件に対する質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 稔夫君） 質疑がなければ、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

3番、島田光久君。

○3番（島田 光久君） この本年度の予算、各委員会全部可決で、私も総務委員会で一応何となく賛成か反対かわからないうちに可決されたみたいなの、ぼうっとした感じで総務委員会を過

ごしてしまいました。でも、しっかり考えてみますと、先ほど述べましたように1点だけどうしても市民の皆さんの理解が得られない。これは先ほど小学校の耐震をしないと。そして上天草市の空調設備、冷暖房、1億2,500万円上程されている。子どもたちは夏でも冬でも暑さ寒さの中でみんな一生懸命勉強しているんです。普通の市民の皆さんも暑い中寒い中、一生懸命税金を払おうと頑張っているんです。世の中、この不景気です。もう生活を守るのが精一杯なんです。行政を預かる私たちが冷暖房のきいたところでどうして仕事をする必要があるんですか。冷房が故障したら扇風機を回してもいいでしょう。私は、これは、この面は反対です。以上。

○議長（渡辺 稔夫君） 次に賛成討論ございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 稔夫君） 以上で、議案第27号についての討論が終わりました。これをもって討論を終了いたします。

それでは、議案第27号を採決いたします。

本件に対する各常任委員長報告は原案可決であります。各常任委員長報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺 稔夫君） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第8 議案42号 平成21年度上天草市一般会計補正予算（第1号）

○議長（渡辺 稔夫君） 次に、日程第8、議案第42号、平成21年度上天草市一般会計補正予算第1号を議題といたします。

本件に対する質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 稔夫君） 質疑がなければこれより討論に入ります。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 稔夫君） 討論なければ、討論を終わります。

それでは、議案第42号について採決いたします。

本件に対する各常任委員長報告は原案可決であります。各常任委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（渡辺 稔夫君） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第9 発議第1号 上天草市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（渡辺 稔夫君） 日程第9、発議第1号、上天草市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（堀江 隆臣君） 発議第1号、上天草市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。上記の議案を次のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。平成21年3月12日提出、上天草市議会議会運営委員会委員長、堀江隆臣。上天草市議会議長、渡辺稔夫様。

上天草市議会委員会条例の一部を改正する条例。上天草市議会委員会条例、平成16年上天草市条例第198号の一部を次のように改正する。

第2条、各号を次のように改める。1、総務常任委員会8人。ア、総務企画部の所管に属する事項。イ、市民生活部の所管に属する事項。ウ、会計課の所管に属する事項。エ、選挙管理委員会の所管に属する事項。オ、監査委員の所管に属する事項。カ、ほかの所管に属しない事項。2、経済建設常任委員会7人。ア、経済振興部の所管に属する事項。イ、建設部の所管に属する事項。ウ、農業委員会の所管に属する事項。3、文教厚生常任委員会7人。ア、健康福祉部の所管に属する事項。イ、教育委員会の所管に属する事項。ウ、水道局の所管に属する事項。エ、市立病院の所管に属する事項。第4条第2項中9人を7人に改める。これにつきましては議会運営委員会の定数ということになります。附則といたしまして、この条例は平成21年5月1日から施行をするということでございます。

提案理由といたしまして、上天草市行政組織条例平成16年上天草市条例第11号の一部改正及び上天草市議会議員定数条例平成16年上天草市条例第200号の一部の改正に伴い、常任委員会の名称、委員定数及びその所管を改める必要があります。これがこの議案を提出する理由でございます。よろしく御賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（渡辺 稔夫君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 稔夫君） 質疑がなければこれより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 稔夫君） なければ討論を終わります。

発議第1号を採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第10 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（渡辺 稔夫君） 日程第10、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付してありますように各委員会の所管事項について、閉会中の継続審査及び調査の申し出がっております。各常任委員長からの申し出のとおり委員会の閉会中の継続審査及び調査をすることに御異議ありませんか。〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺 稔夫君） 御異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査をすることに決定いたしました。

以上で本定例会に提出されました議案は全部終了いたしました。

これもちまして、平成21年第1回上天草市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 1時45分